



各位

2011年9月2日

件名：「輸出通関における保税搬入原則の見直し」について①

「輸出通関における保税搬入原則の見直し」が決定され、10/1より適用される事となりました。これにより従来行っていた「コンテナ扱い申請」と、輸出の予備審査制が廃止されることになりましたので、取り急ぎ概要についてご案内申し上げます。

「輸出通関における保税搬入原則」とは関税法に定められた規則で、輸出の申告は、輸出する貨物が港・空港近くにある「保税地域」に搬入されてから行わなければならない、というものです。しばらく前から「貿易円滑化の推進等の観点からこの原則の見直しを行う」「実施は10月から」との話のみは流れていましたが、8/23（火）に東京税関、9/1（木）に横浜税関の説明会が開催され、ようやく具体的な内容が明らかになりました。

細かい運用が実際どうなるのかまだ不明な部分がありますが、輸出者様に影響のある大きな変更点は以下の通りです。

- 1) 貨物が保税地域に搬入される前に輸出申告を行うことが可能になります。
- 2) AEO製造者・通関業者については、貨物を保税地域に搬入せずに輸出許可を受ける事が可能になります。
- 3) 輸出のコンテナ扱いが廃止され、コンテナ扱いの承認を受けずにコンテナでの申告が可能になります。
- 4) 輸出の予備審査制が廃止となります。

実務上一番はっきりした変化は、3)の「コンテナ扱い申請の廃止」です。

従来は「過去1年間以内にコンテナにより貨物（混載貨物を除く）を輸出した事があること」がコンテナ扱い承認の条件とされ、新たに輸出を始めようとする荷主様は、最低1度は保税地域に貨物を搬入してのいわゆるW/H-CYの輸出を行わなければコンテナ扱いを認めて貰えませんでした。

また、一旦実績を積んでコンテナ扱いを認められても、申告外物品の発見や他法令の許可漏れなどがあつた場合、税関の決定により2年間コンテナ扱いを禁止するという罰則規定もありました。

こうしたコンテナ扱いについての縛りが一切なくなります。

実務上何より変化が大きいの、現在バン詰前に送付いただいている、コンテナ扱い承認用の「事前インボイス」が不要になることです。今後いただく必要があるのは「本申告用」の書類のみになります。

その他予備審査制の廃止に伴う、搬入前検査制度の運用の変更など、荷主様に影響のある変更点は多々ございます。詳しい運用方法など確認いたしまして、また追ってご案内させていただきます。

本件につき、何かご不明な点等ございましたら、弊社担当者までお気軽にお問い合わせください。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>